

計画主体名	富山県朝日町		
計画期間 実施期間	平成29年度～平成31年度 平成29年度～平成31年度	総事業費（交付金）	268,270千円（124,918千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	施設整備により、1次産業の後継者・担い手の確保を図ることにより活性化が図られると考えている。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	施設整備により、1次産業の後継者・担い手となる人材の受入れが可能となり、定住促進につながると考えている。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第5次朝日町総合計画においては、新規就農林漁業者の受入れ体制の整備を基本方針に掲げており、主な取り組みとして「農林水学舎の整備」を明記している。
活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	施設整備に向け、（仮称）あさひ農林水学舎設立準備委員会を立ち上げており、町内の農業、林業、水産業の関係者が委員となっている。
活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	（仮称）あさひ農林水学舎設立準備委員会委員には女性委員も4名入っている。
事業の推進体制は確立されているか	○	施設整備に向け、（仮称）あさひ農林水学舎設立準備委員会を立ち上げている。
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	第1次産業全体の担い手不足を解消するために、町外から新たな人材を継続的・安定的に受入れるために施設整備を行う。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○	総合戦略において基本目標として「雇用創出数を増やし、町の従業者数を維持し増やす」と掲げており、その基本的方向として雇用の受け皿となる農林漁業の活性化を掲げている。
計画期間・実施期間は適切か	○	3年間で施設整備を行う。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付要望額は124,918千円であり交付対象事業費249,837千円の1/2以内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規事業である。
土木・建築構造物等の施行に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	安全性は確保していく。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	○	満たすものを設計に入れていく。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙 6 に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○	対象施設は鉄骨又は木造の新築であり、耐用年数は 5 年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果算定要領に基づき算定した。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	算定結果は 1.0 以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業主体は町である。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	

近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	近隣市町に類似施設は無し。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	研修生(2年間)の受入れ及びインターンシップ事業を行う。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	設置場所については、農村地域であり、実証圃や研修箇所にも近い箇所である。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	募集方法や運営体制について利用計画に記載している。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	設立準備委員会内に女性委員も4名おり、意見を聞きながら行っていく。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	今回整備する施設の整備単価は89千円/㎡であり、過大ではない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	コスト低減の可能性を検討していく。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	敷地内のアスファルト整備は屋外研修準備スペース及び講師等の駐車場の確保として行うものであり、必要である。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	農業用研修備品として、トラクター、田植機、コンバイン、ハウスを計上している。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	農村地域であり、農業の利便性は高い。また、林業についても森林組合に近く、利便性は高い。水産業は、漁港まで車で15分ほどであるため利便性は問題ないものと考えている。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	町有地に建設する。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別紙6に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)Ⅰの第2の4の(3)の基準に照らし適正であるか	—	
整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	○	840㎡である。

地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 ㎡以内の交付算定額となっているか）	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	施設建設費用については、国庫補助及び町負担分は過疎債の適用を検討し、財源を確保する。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	一般競争入札又は指名競争入札で行う予定。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	施設管理者にて管理・運営を行う。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	施設の維持管理費用については、農産物の売上金を財源とし、大規模な修繕等は町にて行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	別添収支計画のとおり。（5,000 万円未満のため経営診断は無し）
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	なし
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	定住人口増（1 次産業の後継者・担い手の育成）を目的としている。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	他施策の交付対象ではない。

注 1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。